

大和郡山市総合公園施設総合管理業務 入札説明書

1	件名	大和郡山市総合公園施設総合管理業務
2	業務場所	大和郡山市矢田山町2番地 大和郡山市総合公園施設
3	業務期間	<p>令和7年5月1日～令和10年4月30日(36ヶ月間)</p> <p>※ この契約は地方自治法第234条の3及び同法施行令第167条17及び大和郡山市長期継続契約を締結することができる契約に関する規則第2条第2項により長期継続契約とする。 よって本契約の締結の日の属する年度の翌年以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき代金が減額又は削除されたときは、契約を変更または解除することができる。</p>
4	開札日時及び場所	<p>令和7年4月10日(木) 11:00</p> <p>大和郡山市役所 3階 307会議室</p>
5	入札書提示額	入札書記載額は、委託期間(36ヶ月)内における委託料総額(消費税相当額は含まない)を36ヶ月で除した額(1ヶ月分の委託料)を記載すること。入札額に110/100を乗じた額をもって契約額とします。
6	入札参加資格	<p>入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。</p> <p>(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1号または第8号に定める奈良県知事登録を受けている。</p> <p>(2) 警備業法第4条第1項に規定する奈良県公安委員会の認定業者であること。ただし奈良県公安委員会以外の認定を受けている場合は、同法第9条の規程による届出を奈良県公安委員会に提出している者であること。</p> <p>(3) プライバシーマーク付与認定またはISO/IEC27001及びJISQ27001認証のいずれかを取得している者または個人情報保護条例に基づく体制を会社に対して示せる者であること。</p> <p>(4) 奈良県内に本店、支店または営業所のある法人であること。</p> <p>(5) 大和郡山市の令和6年度・令和7年度の物品購入・委託業務等業者登録(指名競争入札参加資格者名簿)に搭載されている者であること。</p> <p>(6) 大和郡山市の物品購入・委託業務等業者登録の入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。</p> <p>(7) 官公需適格組合等にあつては、その会員及び構成員が当該入札案件について入札参加し、資格確認を受けていないこと。</p> <p>(8) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。</p> <p>(9) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者(会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。</p> <p>(10) 事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。</p> <p>(11) 下記の暴力団等排除措置要件に該当していない者。</p> <p>① 代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められる、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められる。</p> <p>② 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められる。</p> <p>③ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められる。</p> <p>④ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。</p> <p>⑤ 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは④に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる。</p>

<p>6 入札参加資格のつづき</p>	<p>(12) 次のア、イに掲げる各業務について、下記①の対象期間、②の対象施設に対して、元請けとしての履行実績として下記③の実績を複数件有していること。なお、契約形態は、各業務一括契約であるか個別契約であるかを問わない。</p> <p>ア 日常清掃業務 イ 常駐警備業務</p> <p>①対象期間 直近5年間令和2年2月1日から令和7年2月28日まで)</p> <p>②対象施設 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する特定建築物(官公庁物件に限る)とする。</p> <p>③実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1) 上記ア・イを同一時期に同一施設で履行しかつ24ヶ月以上の実績を複数件有していること。なお、異なる施設での実績とする。 ・2) 延床面積3,500㎡以上の実績を有すること。 ・実績はすべて奈良県内の所在地(本社・支社・営業所等)での契約実績・ただし、①の対象期間において当該発注案件および大和郡山市公共施設で同等以上の同種業務を誠実に履行されたと認められる者はこの限りでない。((12)以下、実績に関する条件において)
<p>7 入札参加資格の確認方法</p>	<p>この入札に参加を希望する者は、6に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、下記①～⑧に定める書類を指定の場所に提出しなければならない。なお、期限までに規定の書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(1)提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札参加申請書 ② 暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書 ③ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1号または第8号に定める奈良県知事登録証明 ④ 警備業法第4条第1項に規定する奈良県公安委員会の認定証書(写)。ただし、奈良県公安委員会以外の認定を受けている場合は、同法第9条の規程による届出を奈良県公安委員会に提出している者であること。 ⑤ プライバシーマーク付与認定書またはISO/IEC27001及びJISQ27001認証書または個人情報保護条例に基づく体制をしめした書面 ⑥ 官公需適格組合等の場合はその組合を構成する会員名簿(官公需適格組合等が参加申請する場合のみ)(h28年3月末現在) ⑦ 令和2年2月1日から令和7年2月28日までにおける施設清掃及び警備業務契約実績表(国・都道府県・市町村との契約に限る) ⑧ 上記⑦で記載した契約業務内容を確認できる契約書、仕様書、履行実績確認書等(写) <p>(2)提出期間 令和7年3月21日(金)から令和7年3月28日(金)17時まで</p> <p>(3)提出場所 〒639-1055 大和郡山市矢田山町2番地 大和郡山市総合公園施設</p> <p>(4)提出方法 持参又は郵送によること。なお郵送については提出期間に必着のこと。 提出期間のうち、3月21日(金)・25日(火)は、総合公園施設の休園日です。</p> <p>(5)入札参加資格の確認</p> <p>申請書及び確認資料の提出のあった者(以下「申請者」という。)には、令和7年3月31日(月)までに次に掲げる事項を記載した結果確認通知書を通ずる。</p> <p>ア 入札参加資格を有すると認められた者にあつては、入札参加資格がある旨 イ 入札参加資格を有しないと認められた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由 ウ 入札参加資格の確認通知書において、入札保証金の納付が必要とされた者は、公社の指定する日までに入札保証金を支払わなければ失格となり、入札に参加できない。</p> <p>(6)その他</p> <p>ア 申請書及び確認資料の作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とする。 イ 理事長は、提出された申請書及び確認資料を入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。 ウ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。</p>

8 仕様書の質問	<p>(1)仕様書等の内容について質問がある場合は、次のとおり電子メールにより提出すること。</p> <p>ア 提出期間 令和7年3月28日(金) 17時まで</p> <p>イ 送信先 大和郡山市総合公園施設</p> <p>ウ 提出先アドレス yksks@kcn.jp</p> <p>(2) (1)の回答については、市HPIにて回答する。ただし質問なしの場合を除く。</p> <p>ア 回答期限 令和7年3月31日(月)</p> <p>イ 回答先URL https://www.city.yamatokoriyama.lg.jp/soshiki/somuka/nyusatua_keiyaku/1/16022.html</p>
9. 入札手続等	<p>(1) 入札保証金について</p> <p>大和郡山市契約規則第4条に規定する入札保証金を支払わなければならない。 ただし、大和郡山市契約規則第6条各号に規定される場合は、これを免除する。</p> <p>(2) 契約保証金について</p> <p>大和郡山市契約規則第21条に規定する契約保証金を支払わなければならない。 ただし、大和郡山市契約規則第22条に該当する者は、これを免除する。</p>
10 入札書の提出	<p>ア 提出期限 令和7年4月9日(水) 17時まで (必着)</p> <p>イ 提出方法 書留郵便又は直接持込ですること。 直接持込の場合は、契約担当者に提出すること。</p> <p>ウ 提出先は 7 (3)に同じ</p>

11 入札上の注意

(入札の基本的事項)

入札者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、その他関係法令、及び仕様書、図面その他契約に必要な条件を承諾のうえ、入札すること。

(公正な入札の確保)

入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはなりません。

(入札書記載価格)

入札書には、消費税を含まない金額を記入してください。

(入札書の金額の数字)

入札書に記入する数字はアラビア数字を用い、数字の前には¥(円記号)を記入してください。

(入札書の記載事項の訂正)

記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書し、使用印を押印すること。ただし、金額の訂正は認めません。また、郵送後の条件付一般競争入札参加申請書、入札書およびその他必要書類の記載事項の訂正は一切認めません。

(入札の辞退)

郵便入札において、入札を辞退する場合は開札の前日の17時までに辞退届を理事長に提出すること。また、入札書等の郵送後においても、開札日の前日の17時までは入札辞退を認めます。この場合、入札を辞退する者は辞退届を理事長に提出すること。

2 辞退届を提出して入札を辞退した場合においても、これを理由に指名等について何ら不利益な取扱いを受けることはありません。

(入札執行回数)

入札執行回数は、3回以内とします。

(入札書等の提出方法)

当該郵便入札に参加する者は、入札書に記名押印し、一般財団法人大和郡山市文化体育振興公社が指定する記載方法の封筒へ封入し、指定された入札書の郵送到達期限までに書留郵便により、指定の宛先まで郵送すること。

2 提出された入札書等は、書換え、引換え又は撤回することはできません。

(無効の郵便入札)

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。この場合、無効とした入札書等は返却しません。

- (1) 理事長が定める入札条件に違反した入札
- (2) 入札書に記名押印のない入札
- (3) 入札書、郵送用封筒、その他必要書類の数字又は文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (4) 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- (5) 直接入札担当課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札
- (6) 期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札
- (7) 書留郵便以外の方法による入札
- (8) 入札書以外のもの(金額の透視を防ぐために使用される紙等を除く)が同封された入札
- (9) 談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札
- (10) その他、指示した条件に違反すると認められる入札

(開札)

1 開札は、市・公社職員による開札事務従事者、当該入札事務に関係のない職員及び開札立会人により執行します。

2 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、その時点で開札立会人にくじを引かせて落札者を決定します。この場合、開札立会人が、くじを引かない場合は、代わりに当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

3 開札の立ち会いを希望する入札者は、開札日の前日の17時までに電子メールで申し込みをすること。

(入札の延期、中止及び取消し)

郵便入札において郵便事情等により事故が発生したとき、又は不正な行為等により、必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消します。

(落札者の決定)

予定価格以下で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に通知し、入札結果をホームページ上に掲載します。なお、落札者がいない場合は再入札又は再公告を行います。

12 入札上書の提出について

1 入札書を提出する封筒の記載方法

入札書は下図のように封書に記載して封入し、割印を押印のうえ提出してください。

The diagram shows a bid envelope layout with several sections:

- Top Section:** A dashed box containing the text "書留郵便相当額の切手" (Postage stamp equivalent to the amount of registered mail).
- Middle Section:** A dashed box containing the following text:

〒 639-1055
奈良県大和郡山市矢田山町2番地
大和郡山市総合公園施設
一般財団法人大和郡山市文化体育振興公社 中尾 誠人 様
- Red Stamp:** A red rectangular stamp with the characters "書留" (Registered Mail) written vertically.
- Table Section:** A dashed box containing a table with the following content:

条件付一般競争入札 入札書在中	
入札件名	大和郡山市総合公園施設総合管理業務
委託場所	大和郡山市矢田山町2番地 大和郡山市総合公園施設
開札年月日	令和7年4月10日(木) 11:00
商号	株式会社 ●●●●
代表者名	代表取締役 ■■■■
連絡先	連絡先電話番号
担当者名	▲▲ ▲▲
- Bottom Section:** A diagram of the envelope's bottom flap with three circular stamps labeled "印" (Seal) positioned along the center line.

※ 中の記載金額が、透けて見えないように封入してください。

切り取って封筒にお貼りください。

〒 639-1055

奈良県大和郡山市矢田山町2番地
大和郡山市総合公園施設

一般財団法人大和郡山市文化体育振興公社 中尾 誠人 様

条件付一般競争入札 入札書在中	
入札件名	大和郡山市総合公園施設総合管理業務
委託場所	大和郡山市矢田山町2番地 大和郡山市総合公園施設
開札年月日	令和7年4月10日(木) 11:00
商号	
代表者名	
連絡先	
担当者名	

2 入札書の記載方法

別添の入札書様式をご利用ください。

入札書記載例

入 札 書

1 件 名 大和郡山市総合公園施設総合管理業務

2 委託場所 大和郡山市矢田山町2番地 大和郡山市総合公園施設

「¥」を記載

3 入札金額

¥	○	○	○	○	○	○	○	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

大和郡山市契約規則により上記のとおり入札いたします。

一般財団法人大和郡山市文化体育振興

実際に入札書を作製した
日付を記入して下さい。

平成 年 月 日

住所・入札業者名を記載のうえ、
必ず代表者印を押印

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

印

13 公契約条例について	<p>(1)この契約は、大和郡山市公契約条例(平成26年12月大和郡山市条例第21号第2条)の規定が適用される公契約にかかる業務となります。</p> <p>(2)この契約書には、「公契約約款特約条項」を添付します。</p> <p>(3)この契約の受注者となった者は、大和郡山市公契約条例、大和郡山市公契約条例施行規則(平成27年3月大和郡山市規則第9号)を遵守し、履行しなければなりません。</p>
--------------	---

大和郡山市総合公園施設 総合管理業務仕様書

この仕様書は、作業の大要を示すもので現場の状況に応じ本書に記載されていない軽微なものについても誠意をもって行うものとし、すべての業務に遺漏のないよう実施するものとする。

なお、本仕様書で甲とは委託者 一般財団法人大和郡山市文化体育振興公社理事長 中尾誠人、乙とは受託者をいう。

また、委託期間は令和7年5月1日から令和10年4月30日までとする。

清掃業務

1 作業員

(1) 日常清掃作業員

施設の美観を維持するに足りる人員を配置する。

(2) 臨時作業員

必要に応じ日常清掃作業員の補助及び定期作業に従事する。

2 作業日

(1) 日常清掃の作業日は、施設の開園日とする。

(2) 定期清掃（床の洗浄・ワックス塗装・窓ガラス清拭・空調用アネモグレル吸込口清掃）は、休園日に実施するものとする。但し、窓ガラス清拭等については、施設の業務に支障ない場合、開園日に実施しても良いものとする。

3 使用材料等の負担

(1) 清掃作業に使用する用具、洗剤等は、全て乙の負担とする。

(2) トイレットペーパー、手洗い石鹼水、ゴミ袋は甲の負担とする。

(3) 清掃業務に要する電力、水道の使用料は、甲の負担とする。

4 清掃作業実施計画と報告

(1) 日常清掃については、作業日誌により毎日報告しなければならない。

(2) 定期清掃の実施にあたっては、作業月の始めに実施計画書を提出し、作業終了後作業日誌または作業報告書により報告しなければならない。

5 清掃場所

(1) 多目的体育館（体育室・文化棟）及び館周辺

(2) 球場屋内及びテニスコートクラブハウス(週1回)

6 清掃範囲

別表のとおり

7 一般事項

(1) この作業実施に当たっては、甲の業務に支障のないよう充分注意し、作業上での衛生及び火気取り締まりを行うこと。

(2) 作業に当たり、館内の設備等に対し損害を与えたときは、乙の負担と

する。

8 清掃内容

(1) 日常清掃

- ・ 体育館の廊下及び部屋の床清掃は、塵埃飛散防止のためダスタークロスを使用すること。また、必要に応じてビニールタイル等のタイル張り床の掃除は、かたくしぼったモップで塵埃を除去すること。カーペット、ジュウタン、その他指定した箇所は真空掃除機をもって丁寧に掃除すること。
- ・ 壁、ガラスの清掃は、塵埃を払い必要な部分は清水（原則として、クリーナーを用いる）をもって雑巾ぶきのうえ、後で乾ぶきをすること。
- ・ 窓枠、窓台等の清掃はクリーナーを用いて塵埃を払い、そのうえ雑巾がけをすること。
- ・ 便所の汚物入れの清掃は、汚物を所定の場所に処理し容器は必ず洗浄すること。
- ・ 便器、洗面具等の清掃は洗剤で洗浄し、水洗い、布ぶき仕上げをすること。また、トイレットペーパー、手洗い石鹼水の補充も行うこと。
- ・ 便所、洗面所、シャワー室、湯沸室のタイル壁の清掃は清水をもって雑巾ぶきをし、特に汚れのひどい所は洗剤で取り除きふきあげること。
- ・ エレベーターの扉回り等の金具は毎日から拭きを行い、特に汚れている場合は、中性洗剤にて洗いとること。
- ・ 各室は、利用があるごとに床面の掃き掃除、机上のダストクロス、雑巾等による拭き掃除、くず入れの処理を行う。
- ・ 喫煙場所の灰皿は、火気が残っていないか十分に注意のうえ処理をすること。
- ・ 体育館の観覧席の椅子は雑巾ぶきのうえ、後でから拭きをすること。
- ・ 館周辺の清掃は、紙くず、落葉等飛散しないよう留意すること。
- ・ 体育館の移動観覧席の清掃（移動観覧席の利用があるときのみ）
- ・ 収集したゴミは、施設のゴミ集積場所に運搬すること。
- ・ 球場屋内及びクラブハウスの床清掃は、箒を使用すること。

(2) 定期清掃

- ・ 床洗浄、ワックス塗装は最初掃除をし、床に付着している汚物は指定剤（ハクリ剤等）にて除去し、次にポリッシャーを用いて洗浄し、指定のワックスを均等に塗布し仕上げる。但し、アリーナ競技フロア部分を除く。
- ・ 窓ガラスの清掃は、両面ともせっけん水をもって拭き更に乾布で拭き磨きをすること。但し、体育館の高窓は外側片面のみを清掃。
- ・ 空調用アネモグリル、吸込口等の塵埃除去（179箇所）

9 日常清掃の工程

- (1) 日常清掃については、1 F 文化棟トレーニング室、2 F 文化棟事務室、1 F から 3 F までの共用部分（廊下、ロビー等）は午前 8 時 30 分ま

でに清掃する。

(2) 便所の清掃については、午前8時30分、午前11時30分及び午後3時に巡回し、必要に応じて清掃する。

(3) その他の作業については、一般利用に支障の来さない時間に作業する。

10 その他

(1) 受託者は、日常清掃業務の全部又は一部を第三者に委託し、請け負わせてはならない。

(2) 定期清掃業務の全部又は一部を第三者に委託し、請け負わず場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。

(3) 上記以外の清掃については、双方が協議して定める。

警備業務

1 警備要員 1人

2 就業日及び就業時間

(1) 休園日の終日(24時間)ただし、年末年始の総合公園施設職員が出勤する日は除くことができる。

(2) 年間を通じるすべての夜間(午後5時から翌日の午前9時までとする。)

(3) 休日、時間外であっても非常の場合、その他特に命ぜられた場合は、業務に従事する。

(4) 仮眠については、午後11時の巡回後、翌日の朝6時の巡回までの間に仮眠室にて取ることができる。

3 従事計画

業者は毎月の業務従事者計画表を作成し、月初めまでに大和郡山市文化体育振興公社(総合公園施設)に提出しなければならない。また、業務従事者に変更のある場合も同様とする。

4 就業

(1) 警備員は、別に定める時刻に多目的体育館内、館外の巡視を行いその際には、次の事項に注意すること。

- ・各出入口の施錠に異常はないか。
- ・各窓の施錠に異常はないか。
- ・各階のガスの元栓を切っているか。
- ・各階の各室内及びその他の場所に人影、危険物はないか。また特にカーペット、ジュウタンの場所に火の気がないかをよく確かめること。

(2) 警備員は定められた時刻に施設出入口、駐車場の巡視を行い、異常がないか確認の上、錠の開閉を行うこと。

(3) 警備員は、火災、盗難、その他の事故が発生した場合には関係者に連絡するとともに冷静かつ敏速に処置しなければならない。

(4) 開園時間中(午後9時15分まで)は、職員と協調し事務室において総合公園管理業務及び公園内外の警備に従事すること。

(5) 常に服装及び身の回りを清潔にし、厳正な態度を守り、言動を慎み、総合公園施設の品位を傷つけないように注意すること。

(6) 来園者に対して、親切かつ丁寧に対応すること。

5 その他

- (1) 警備員はこの業務基準による他、大和郡山市総合公園施設の諸規則等に準拠して誠実に勤務するものとする。
- (2) 警備業務中の事故が業者の責任によるときは、文化体育振興公社に対する賠償責任は、業者が負わなければならない。
- (3) 警備機器装置の操作等について、一般財団法人大和郡山市文化体育振興公社が委託する会社と協議して業務を執行しなければならない。
- (4) 受託者は、警備業務の全部又は一部を第三者に委託し、請け負わせてはならない。
- (5) この仕様書に基づくもののほかは、双方協議して定めるものとする。

危険物設備保安業務

1 設備内容

- | | | |
|---------------------|------|--------|
| (1) 地下タンク貯蔵所 | 特A重油 | 4,000ℓ |
| (2) オイルサービスタンク | 特A重油 | 200ℓ |
| (3) 多目的体育館発電機用燃料タンク | A重油 | 490ℓ |

2 業務内容

- (1) 消防法第13条に係る危険物保安監督者の届け
- (2) 消防法第14条の3の2に係る地下タンク等の漏れの点検
12ヵ月に1回点検
- (3) 別紙点検記録表に基づく定期点検
1ヵ月に4回点検
- (4) 緊急事故時の対応及び助言
- (5) 上記点検等については、有資格者により開園日に実施すること。

3 計画報告

毎月点検予定日を計画し、点検実施後、別紙点検記録表を提出すること。

4 提出義務

危険物取扱者選任届出義務

5 その他

- (1) 受託者は、危険物設備保安業務を第三者に委託し、又は請け負わず場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- (2) この仕様書に基づくもののほかは双方協議して定めるものとする。

多目的体育館日常清掃面積表

階	室名	面積	床材質等
1F 文化棟	エレベーター	2 m ²	
	シャワー室(2)	42 m ²	モザイクタイル貼
	更衣室(2)	73 m ²	塩ビシート
	洗面室(2)	21 m ²	塩ビシート
	洗面室前室(2)	12 m ²	塩ビシート
	更衣室便所(2)	5 m ²	塩ビシート
	階段(2)	32 m ²	塩ビシート
	男子便所	24 m ²	モザイクタイル貼
	女子便所	27 m ²	モザイクタイル貼
	トレーニング室	139 m ²	塩ビシート
	廊下	50 m ²	塩ビシート
玄関・ホール	79 m ²	磁器タイル	
小計		506 m ²	

階	室名	面積	床材質等
1F アリーナ棟	体育館移動観覧席・東	289 m ²	
	体育館移動観覧席・西	289 m ²	
	男子便所(2)	42 m ²	モザイクタイル貼
	女子便所(2)	64 m ²	モザイクタイル貼
	前室(6)	101 m ²	塩ビシート
	階段(6)	124 m ²	塩ビシート
	控室	65 m ²	塩ビシート
	本部室	32 m ²	塩ビシート
	放送室	17 m ²	フリーアクセスフロア
	医務室	17 m ²	塩ビシート
	器具庫		※くず入れの処理のみ
ホール	352 m ²	塩ビシート	
小計		1,392 m ²	

階	室名	面積	床材質等
2F 文化棟	事務室	81 m ²	塩ビシート
	階段(2)	32 m ²	塩ビシート
	休憩場所	76 m ²	コルクタイル
	湯沸室	7 m ²	塩ビシート
	応接室	25 m ²	カーペット
	調理室	68 m ²	塩ビシート
	廊下	38 m ²	塩ビシート
	玄関・ホール	137 m ²	磁器タイル
小計		464 m ²	

階	室名	面積	床材質等
2F アリーナ棟	男子便所(2)	32 m ²	モザイクタイル
	女子便所(2)	40 m ²	モザイクタイル
	身障者便所	6 m ²	塩ビシート
	観覧席(2)	307 m ²	塩ビシート
	ランニングコース	592 m ²	塩ビシート
	廊下	14 m ²	塩ビシート
	玄関・ホール	208 m ²	磁器タイル
小計		1,199 m ²	

階	室名	面積	床材質等
3F 文化棟	談話コーナー	32 m ²	塩ビシート
	作法室	15 m ²	タタミ
	作法室前室	7 m ²	檜縁甲板張
	水屋	5 m ²	檜縁甲板張
	和室	23 m ²	タタミ
	和室前室	10 m ²	檜縁甲板張
	男子便所	17 m ²	モザイクタイル
	女子便所	21 m ²	モザイクタイル
	研修室	47 m ²	塩ビシート
	視聴覚室	113 m ²	タイルカーペット
	湯沸室	5 m ²	塩ビシート
	廊下	97 m ²	塩ビシート
小計		392 m ²	

体育館日常清掃総面積	3,953 m ²
------------	----------------------

多目的体育館ガラス清掃面積表

名 称	面積	備 考
東立面図(別紙図面)	316.6 m ²	内、高窓面積80m ²
西立面図(別紙図面)	226.5 m ²	内、高窓面積80m ²
南立面図(別紙図面)	161.5 m ²	内、高窓面積32m ²
北立面図(別紙図面)	124.4 m ²	内、高窓面積52m ²
アリーナ1F各室間仕切ガラス	18.3 m ²	控室・本部室・放送室
アリーナ1Fエントランスたれガラス	10.3 m ²	
文化棟2F事務室受付ガラス	3.4 m ²	
合 計	861.0 m ²	

市営球場清掃面積表

名 称	面積	備 考
玄関・ホール	30 m ²	磁器タイル
廊下・通路部分	106 m ²	カラークリート
1塁側スタンド下女子便所	36 m ²	モザイクタイル
1塁側スタンド下男子便所	36 m ²	モザイクタイル
3塁側スタンド下女子便所	36 m ²	モザイクタイル
3塁側スタンド下男子便所	36 m ²	モザイクタイル
屋内女子便所	15 m ²	モザイクタイル
屋内男子便所	15 m ²	モザイクタイル
1塁側ダッグアウト	24 m ²	ウレタン舗装
3塁側ダッグアウト	30 m ²	ウレタン舗装
1塁側選手控室	28 m ²	ウレタン舗装
3塁側選手控室	28 m ²	ウレタン舗装
1塁側ダッグアウト便所	2 m ²	ウレタン舗装
3塁側ダッグアウト便所	2 m ²	ウレタン舗装
審判休憩室	14 m ²	畳
審判員室	10 m ²	カラークリート
事務室	31 m ²	塩ビシート
放送室	5 m ²	塩ビシート
本部席	25 m ²	カラークリート
役員席	18 m ²	カラークリート
役員控室	31 m ²	塩ビシート
身障者便所	4 m ²	塩ビシート
合 計	562 m ²	

クラブハウス清掃面積表

名 称	面積	備 考
女子便所	7 m ²	モザイクタイル
男子便所	7 m ²	モザイクタイル
女子更衣室	18 m ²	塩ビシート・パンチカーペット
男子更衣室	18 m ²	塩ビシート・パンチカーペット
ロビー休憩所	134 m ²	レンガタイル
合 計	184 m ²	

多目的体育館定期清掃ワックス掛け面積表

階	室名	面積	床材質
B1	階段	24 m ²	塩ビシート
小計		24 m ²	

階	室名	面積	床材質
1F 文化棟	更衣室(2)	73 m ²	塩ビシート
	洗面室(2)	21 m ²	塩ビシート
	洗面室前室(2)	12 m ²	塩ビシート
	便所(2)	5 m ²	塩ビシート
	階段(2)	32 m ²	塩ビシート
	トレーニング室	139 m ²	塩ビシート
	廊下	50 m ²	塩ビシート
	玄関・ホール	79 m ²	磁器タイル
小計		411 m ²	

階	室名	面積	床材質
1F アリーナ棟	前室(6)	101 m ²	塩ビシート
	階段(6)	124 m ²	塩ビシート
	控室	65 m ²	塩ビシート
	本部室	32 m ²	塩ビシート
	放送室	17 m ²	フリーアクセスフロア
	医務室	17 m ²	塩ビシート
	ホール	352 m ²	塩ビシート
	小計		708 m ²

階	室名	面積	床材質
2F 文化棟	事務室	81 m ²	塩ビシート
	階段(2)	32 m ²	塩ビシート
	休憩場所	76 m ²	コルクタイル
	湯沸室	7 m ²	塩ビシート
	調理室	68 m ²	塩ビシート
	廊下	38 m ²	塩ビシート
	玄関・ホール	137 m ²	磁器タイル
小計		439 m ²	

階	室名	面積	床材質
2F アリーナ棟	身障者便所	6 m ²	塩ビシート
	観覧席(2)	307 m ²	塩ビシート
	ランニングコース	592 m ²	塩ビシート
	廊下	14 m ²	塩ビシート
	玄関・ホール	208 m ²	磁器タイル
小計		1,127 m ²	

階	室名	面積	床材質
3F 文化棟	談話コーナー	32 m ²	塩ビシート
	研修室	47 m ²	塩ビシート
	湯沸室	5 m ²	塩ビシート
	廊下	97 m ²	塩ビシート
小計		181 m ²	

定期清掃ワックス掛け総面積	2,890 m ²
---------------	----------------------

清掃業務仕様書8(2)関係

アネモグリル、吸い込みギャラリー等数量

		アネモグリル	吸込ギャラリー	エアフィルター
1F	ロビー	8	7	
	男子トイレW		4	
	女子トイレW		4	
	控室	4	2	
	本部室	2	1	
	放送室	1	1	
	医務室	1	1	
	男子トイレE		4	
	女子トイレE		4	
	廊下ロビー	4		
	トレーニング室		6	4
	男子更衣室	2	8	
	女子更衣室	2	8	
	男子トイレ外		2	
	女子トイレ外		2	
2F	ロビー休憩場所	8		8
	事務室		2	4
	応接室	2	1	1
	調理室	6	7	3
	男子トイレE		3	
	女子トイレE		3	
	身障者トイレ		1	
	男子トイレW		3	
	女子トイレW		3	
3F	視聴覚室	9	4	7
	和室		1	1
	作法室		1	1
	談話コーナー	2	2	1
	廊下	3		
	研修室		2	2
	男子トイレ		3	
	女子トイレ		3	
		54	93	32

合計

179

施設長	補佐	係長	主査	主任	係	報告者		

総合公園施設日常清掃日報

令和 年 月 日() 天気()

階	文化棟	アリーナ棟	市営球場
1	エレベーター	移動観覧席・東	玄関・ホール
	男子シャワー室	移動観覧席・西	廊下・通路
	女子シャワー室	男子便所・東	1 塁側スタンド下女子便所
	男子更衣室	女子便所・東	1 塁側スタンド下男子便所
	女子更衣室	男子便所・西	3 塁側スタンド下女子便所
	男子洗面室	女子便所・西	3 塁側スタンド下男子便所
	女子洗面室	前室(6箇所)	屋内女子便所
	男子洗面室前室	階段・北東	屋内男子便所
	女子洗面室前室	階段・北西	1 塁側ダッグアウト
	男子更衣室便所	階段・南東	3 塁側ダッグアウト
	女子更衣室便所	階段・南西	1 塁側選手控室
	階段・北	ロビー階段(2)	3 塁側選手控室
	階段・南	控室	1 塁側ダッグアウト便所
	男子便所・運動場側	本部室	3 塁側ダッグアウト便所
	女子便所・運動場側	放送室	審判休憩室
	トレーニング室	医務室	審判員室
	廊下	器具庫	事務室
	運動場側玄関・ホール	ホール	放送室
2	事務室	男子便所・東	本部席
	階段・北	女子便所・東	役員席
	階段・南	男子便所・西	役員控室
	食堂	女子便所・西	身障者便所
	湯沸室	身障者便所	
	応接室	観覧席・北	
	調理室	観覧席・南	
	廊下	ランニングコース	
玄関・ホール	廊下		
	共用部分・ロビー・玄関		
3	談話コーナー		
	作法室		
	作法室前室		
	水屋		
	和室		
	和室前室		
	男子便所		
	女子便所		
	研修室		
	視聴覚室		
	湯沸室		
	廊下		
備考			
			クラブハウス
			女子便所
			男子便所
			女子更衣室
			男子更衣室
			ロビー・休憩所
			外回り
			体育館前広場
			外周

施設長	補佐	係長	主査	主任	係

総合公園施設警備日誌

警備員氏名				⑩
令和 年 月 日 (曜日)			天 候	
警備時間	午 前 午 後	時 分 ~	午 前 午 後	時 分
巡回時間	午前6時		午後6時	
	午前9時		午後9時	
	正午		午後11時	
	午後3時			
巡回注意事項				
郵便受領・特記事項				

大和郡山市総合公園施設定期作業実施計画書

作業内容	作業予定日	作業予定時間	作業責任者	作業人数	業者名
1	月 日 曜日	～			
2	月 日 曜日	～			
3	月 日 曜日	～			
4	月 日 曜日	～			
5	月 日 曜日	～			
6	月 日 曜日	～			
7	月 日 曜日	～			
8	月 日 曜日	～			

※作業内容欄には、定期清掃（床ワックス・高窓ガラス清掃等）、危険物保安業務（定期点検・地下タンク漏洩検査等）の内容を記入してください。

大和郡山市総合公園施設定期作業実施報告書

作業内容	作業実施月日	作業実施時間	作業責任者	作業人数	業者名
1	月 日 曜日	～			
2	月 日 曜日	～			
3	月 日 曜日	～			
4	月 日 曜日	～			
5	月 日 曜日	～			
6	月 日 曜日	～			
7	月 日 曜日	～			
8	月 日 曜日	～			

※作業内容欄には、定期清掃（床ワックス・高窓ガラス清掃等）、危険物保安業務（定期点検・地下タンク漏洩検査等）の内容を記入してください。

施設長	補佐	係長	主査	主任	係

地下タンク貯蔵所定期点検記録表

事業所名	大和郡山市総合公園施設		所在地	大和郡山市矢田山町2番地					
	設置許可年月日・番号		昭和62年2月19日 第48号の1338						
	危険物の種類・品名・数量・倍数		第4類第3石油類(A重油)4000リットル 2倍						
点検実施者	危険物取扱者	所属							
		氏名	印						
		免状の区分		免状番号					
	上記以外の者	会社名							
		所属							
		氏名	印						
		立会危険物取扱者	所属						
			氏名	印					
		免状の区分		免状番号					
危険物保安監督者氏名			免状の区分		免状番号				
点検年月日	令和	年	月	日	保存期限	令和	年	月	日

点検項目	点検内容	点検方法	点検結果	措置年月日及び措置内容
上部スラブ	亀裂、崩没、不等沈下の有無	目視		
タンク本体	漏洩の有無	※注1		
通気管等	通気管	位置、固定の適否	目視	
		腐食、損傷の有無	目視	
		引火防止網の脱落、腐食、目詰まり等の有無	目視	
	安全弁	腐食、損傷の有無	目視	
作動状況		取り外しによる機能試験		
計測装置	自動覚知装置	損傷の有無	目視	
		作動状況及び指示の適否	目視	
	圧力計	損傷の有無	目視	
		取付部のゆるみ等の有無	目視	
		指示状況	目視	
	計量口	蓋の閉鎖状況	目視	
変形損傷の有無		目視		

点検項目	点検内容	点検方法	点検結果	措置年月日及び措置内容	
漏洩検知管	変形、損傷、土砂等の堆積の有無	※注2			
注入口	蓋の閉鎖状況	目視			
	変形、損傷の有無	目視			
注入口ピット	亀裂、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積の有無	目視			
	油種別表示の有無	目視			
配管等	配管	漏洩の有無	※注3		
		変形、損傷の有無	目視		
		塗装状況及び腐食の有無	目視		
		固定の適否	目視		
	点検ボックス	亀裂、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積の有無	目視		
	バルブ	漏洩損傷の有無	目視		
		開閉機能の適否	作動状況		
	電気防食設備	端子箱の損傷、土砂堆積、端子のゆるみ等の有無	目視		
		防食電位(電流)の適否	電位計による測定		
	ポンプ設備等	ポンプ	漏洩の有無	※注3	
異音、異常振動、異常発熱の有無			目視		
塗装状況及び腐食の有無			目視		
固定ボルトの腐食及びゆるみ等の有無			目視及びテストハンマー等による		
ポンプアース		断線の有無	目視		
		取付部のゆるみ等の有無	目視		
		接地抵抗の適否	接地抵抗計による測定		
囲い、床、ためます、油分離槽		損傷の有無	目視		
		滞水、滞油、土砂堆積等の有無	目視		
建家及び付属設備		屋根、壁、開口部等の損傷の有無	目視		
	換気設備の作動状況	目視			

点検項目	点検内容	点検方法	点検結果	措置年月日及び措置内容
電気設備	配線盤、分電盤	損傷の有無、防水機能の適否	目視	
		防爆型機械等の機能の適否	目視	
	遮断器	損傷の有無	目視	
		遮断機能の適否	作動確認	
		防爆型機械等の機能の適否	目視	
	コンセント及び配線	損傷の有無	目視	
		絶縁抵抗の適否	絶縁抵抗計による測定	
		防爆型機械等の機能の適否	目視	
	電動機	損傷の有無	目視	
		結合部のゆるみ等の有無	目視	
		異音、異常振動、異常発熱の有無	目視	
		防爆型機械等の機能の適否	目視	
	接地	損傷、結合部のゆるみ等の有無	目視	
		接地抵抗の適否	接地抵抗計による測定	
	移動タンク用接地電極	損傷、結合部のゆるみ等の有無	目視	
接地抵抗の適否		接地抵抗計による測定		
標識、掲示板	取付状況、記載事項の適否及び損傷、汚損の有無	目視		
警報設備	損傷の有無	目視		
	作動状況	作動確認		
消火器	位置、設置数、外観的機能の適否	目視		
蒸発防止設備	損傷の有無	目視		
	切替弁の作動状況	目視		
その他	真空破壊弁	目視		

注:1 検尺棒、自動覚知装置等により終業時、始業時毎に危険物量をはかることによって漏洩の有無を確認し記録しておくこと。なお、水圧試験等による場合の点検時期及び点検方法については、別途示す。

注:2 長尺棒等により確認するとともに併せて漏洩危険物の有無についても確認すること。

注:3 配管のうち地下に埋設されているものについては、点検ボックス等において確認すること。なお、目視できない部分についての点検時期及び点検方法については、別途示す。

備考:1 措置内容欄に記入できない場合は、別紙に記載し添付すること。

備考:2 点検項目中、ポンプ設備等及び電気設備の欄については、当該地下タンク貯蔵所の付属設備としての許可設備である場合について記入すること。

大和郡山市総合公園施設総合管理業務仕様明細

業 務 内 容	単 位	数 量
警備業務（1人）	月	36
日常清掃	月	36
定期清掃（床2,890㎡、6ヵ月に1回実施）	回	6
定期清掃（ガラス861㎡、12ヵ月に1回実施）	回	3
定期清掃（アネモグリル等、12ヵ月に1回実施）	回	3
地下タンク気密試験（12ヵ月に1回実施）	回	3
危険物設備保守点検（1ヵ月に4回点検）	回	144

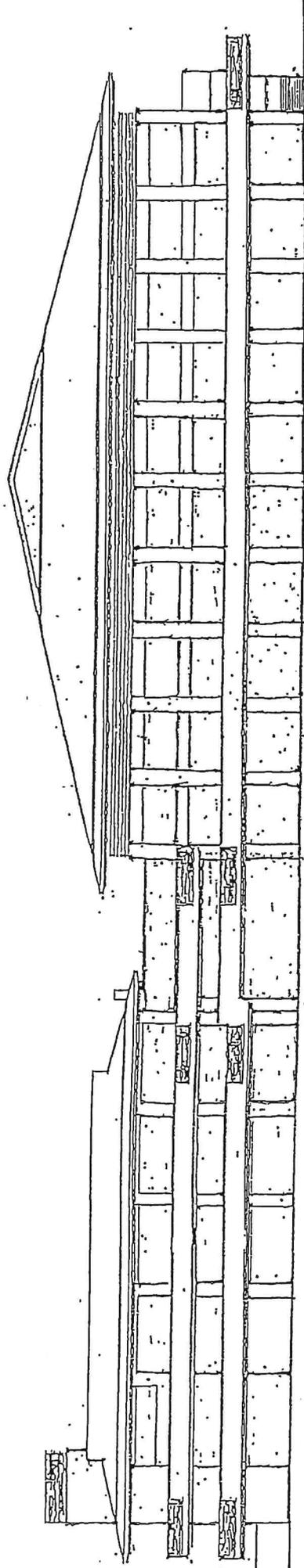
施設の休園日

- ・ 火曜日（火曜日が祝日の場合は、他の平日に振り替える。）
- ・ 祝日の翌日（祝日の翌日が土日祝日にあたる場合は、他の平日に振り替える。）
- ・ 年末、年始（12月28日～1月4日）

開園日数・休園日数（見込）

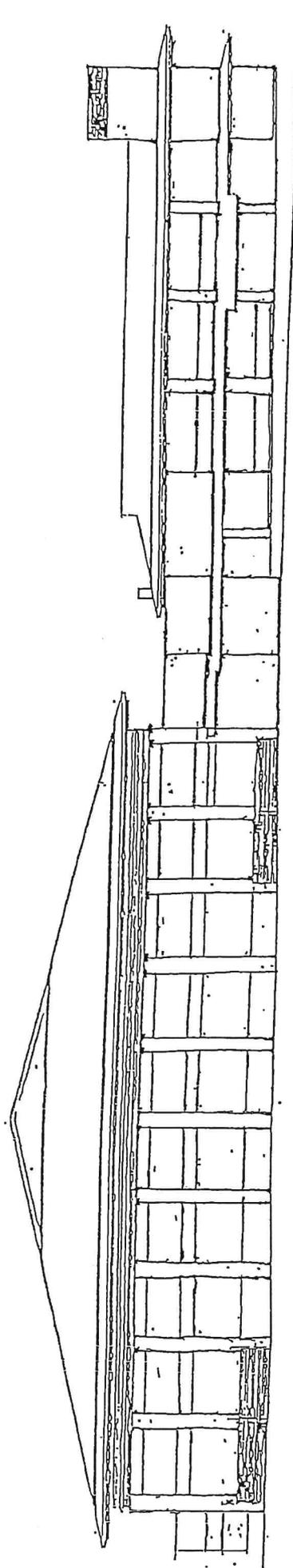
	令和7年度 (2025年)		令和8年度 (2026年)		令和9年度 (2027年)		令和10年度 (2028年)	
	開園日数	休園日数	開園日数	休園日数	開園日数	休園日数	開園日数	休園日数
4月			25	5	25	5	26	4
5月	24	7	23	8	24	7		
6月	26	4	25	5	25	5		
7月	26	5	27	4	27	4		
8月	27	4	26	5	25	6		
9月	24	6	23	7	25	5		
10月	27	4	27	4	27	4		
11月	25	5	25	5	23	7		
12月	23	8	23	8	24	7		
1月	23	8	23	8	24	7		
2月	23	5	22	6	22	7		
3月	25	6	25	6	27	4		
	273	62	294	71	298	68	26	4

開園日数合計	891
休園日数合計	205



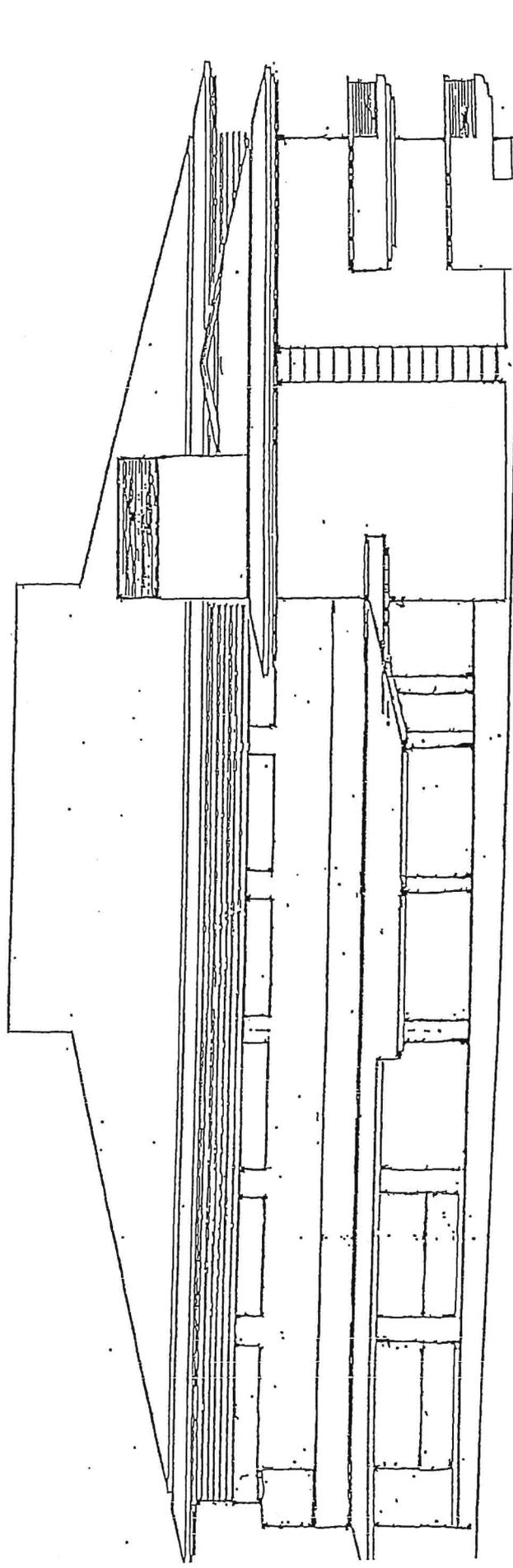
正面立面図

ガラス潰拭 316.6 m²



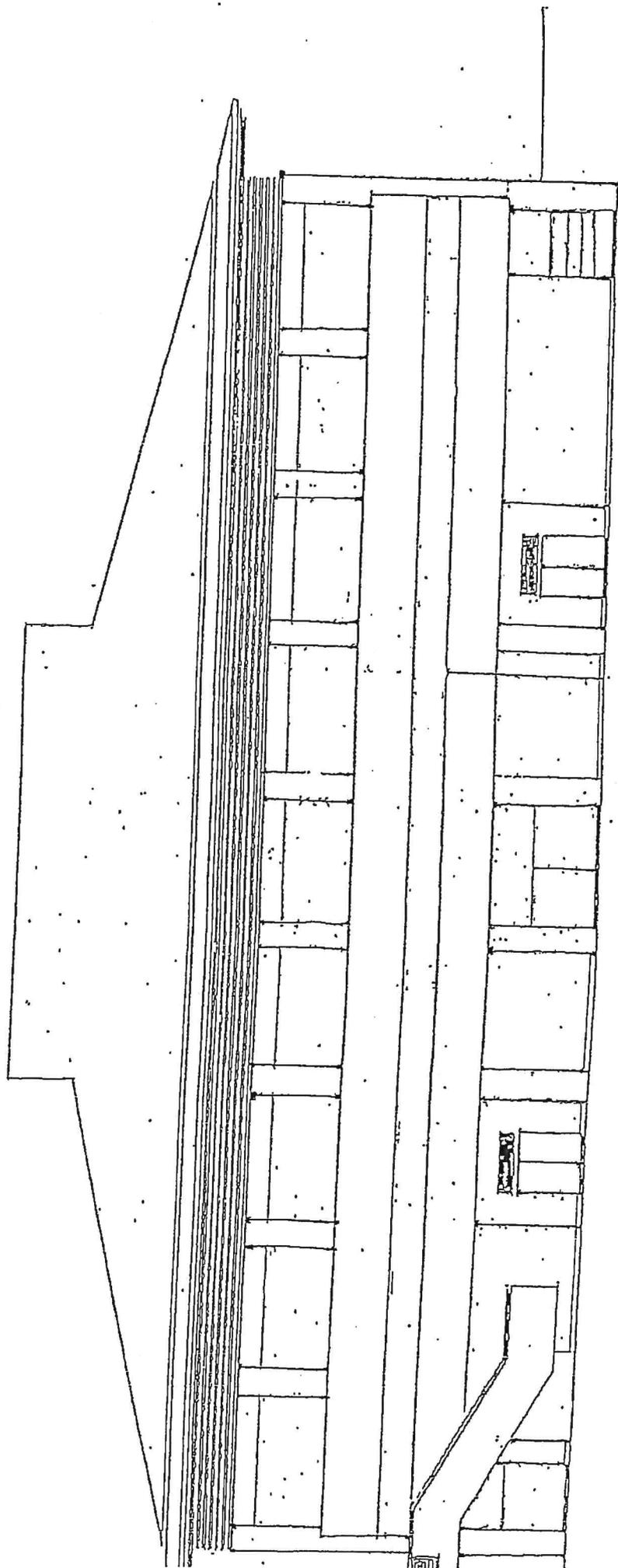
西立面图

サラス 溝拭: 226.5 m²



南立面図

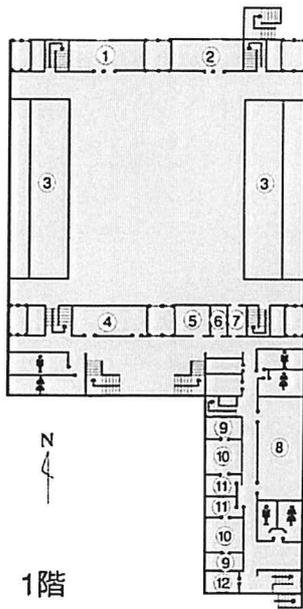
ガラス清拭 161.5^{mm}



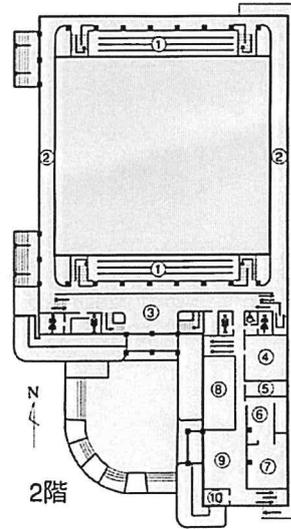
北立面図

ガラス灌拭.124、4㎡

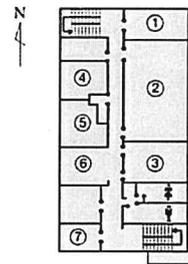
〔多目的体育館各室案内図〕



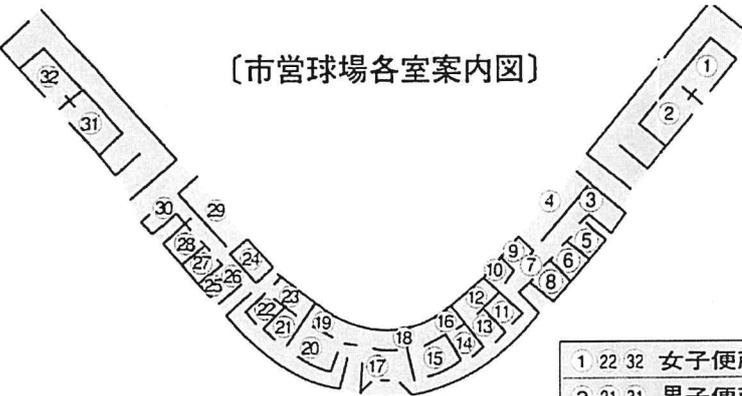
- ① 器具室
- ② 倉庫
- ③ 移動観覧席
- ④ 控室
- ⑤ 本部室
- ⑥ 放送室
- ⑦ 医務室
- ⑧ トレーニング室
- ⑨ シャワー室
- ⑩ 更衣室
- ⑪ 洗面所
- ⑫ エレベーター



- ① 観覧席 (固定)
- ② ランニングコース
- ③ エントランスホール
- ④ 調理室
- ⑤ 応接室
- ⑥ 厨房
- ⑦ 休憩場所
- ⑧ 事務室
- ⑨ ホール
- ⑩ エレベーター



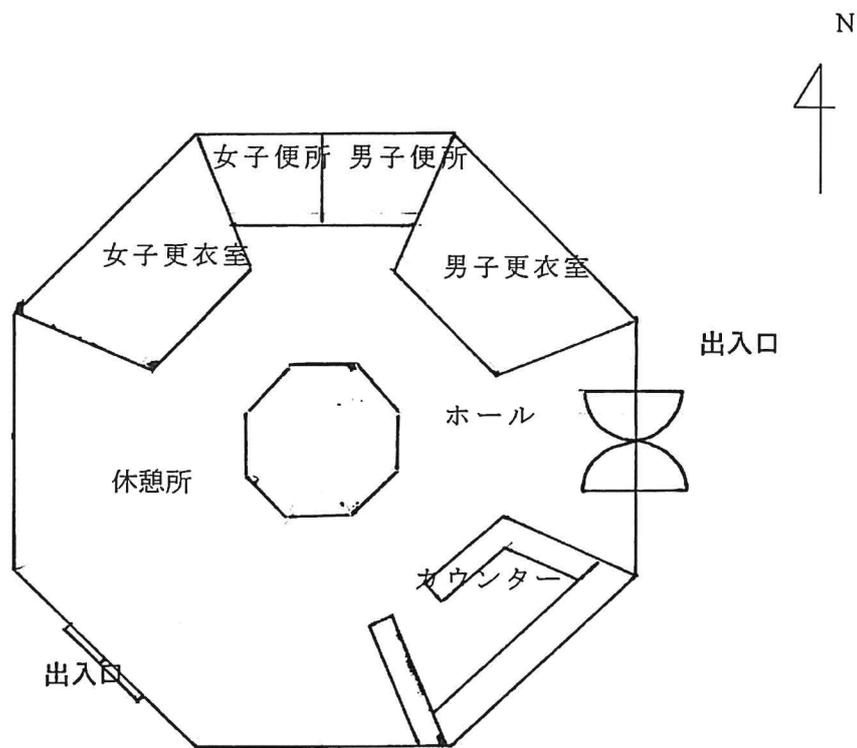
- ① 調整室
- ② 視聴覚室
- ③ 研修室
- ④ 和室
- ⑤ 作法室
- ⑥ 談話コーナー
- ⑦ エレベーター



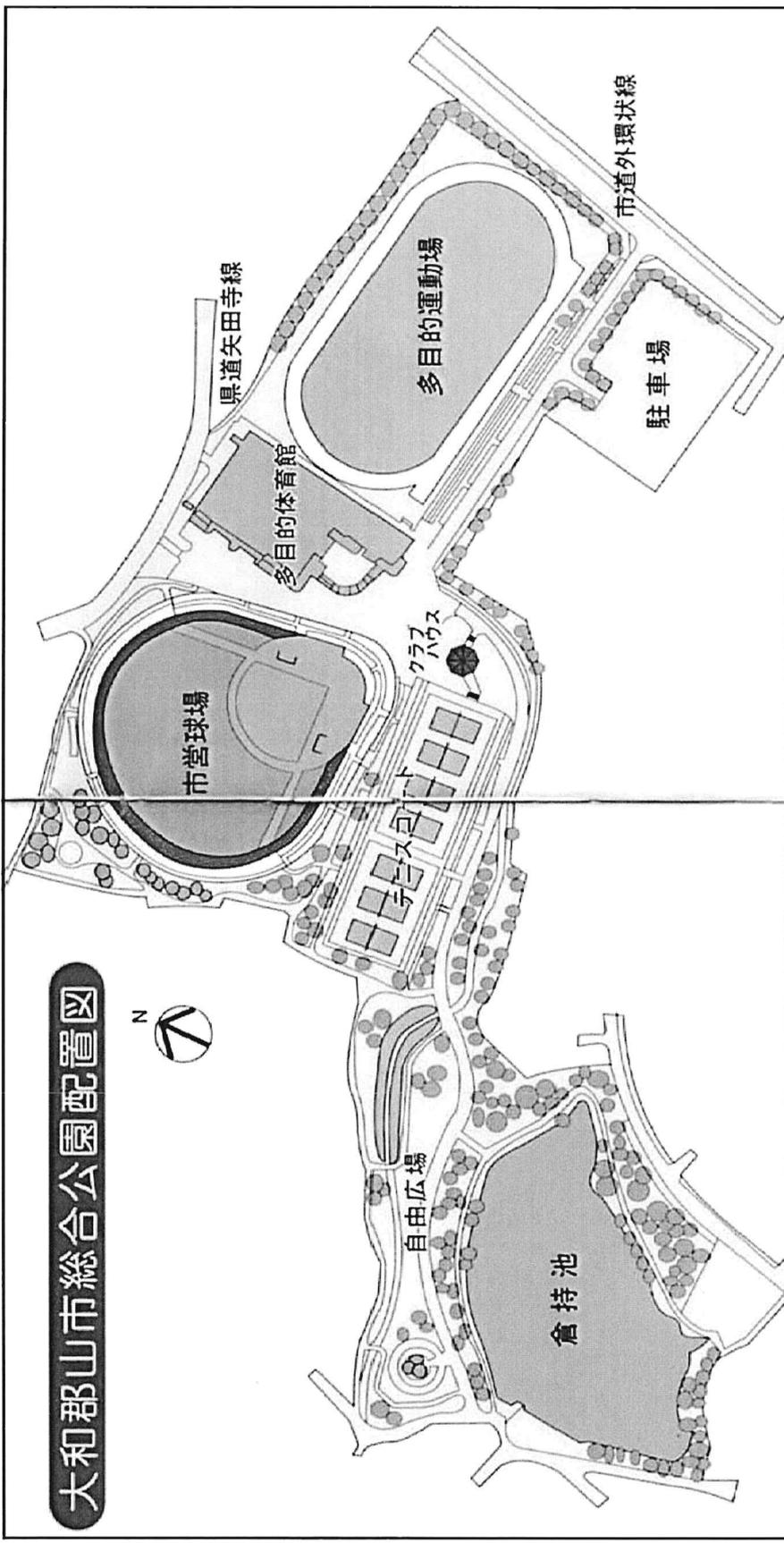
〔市営球場各室案内図〕

1	22	32	女子便所	12	13	貴賓室
2	21	31	男子便所	15		事務室
3	14	30	倉庫	16		放送室
4	29		ダッグアウト	17		券売所
5	6	27	28	選手控室	18	本部席
7	26		便所	19		役員席
8			審判員休憩室	20		役員控室
9			審判員室	23		整備員控室
10			記録室	24		医務室・身障者席
11			電気室	25		身障者便所

〔クラブハウス案内図〕



大和郡山市総合公園配置図



入札書

1 件名 大和郡山市総合公園施設総合管理業務

2 委託場所 大和郡山市矢田山町2番地 大和郡山市総合公園施設

3 入札金額

									円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

大和郡山市契約規則により上記のとおり入札いたします。

一般財団法人 大和郡山市文化体育振興公社 理事長 中尾 誠人 様

令和 年 月 日

住所 _____

商号又は名称 印

代表者氏名 印
